

平成 27 年 3 月 12 日  
県教育庁文化財・生涯学習課

## 山形県青少年教育施設条例の一部を 改正する条例の制定について

### 1 提案理由

様々なニーズに対応し、利用者サービスの向上を図るため、既に指定管理者制度を導入している山形県青年の家に加え、少年自然の家（全4施設）の管理についても指定管理者に行わせることができるようにするためのもの。

### 2 改正内容

少年自然の家の管理運営（管理業務及び主催事業業務の一部）を指定管理者に行わせることができるよう規定の整備を図るもの。

#### ○ 指定管理者が行う主な業務

##### <管理業務>

- ・施設及び設備の維持管理
- ・利用者の研修等のための便宜の供与
- ・利用の許可等

##### <主催事業業務の一部>

- ・野外活動等の実施

### 3 施行日

平成28年4月1日

(参考) 指定管理者制度の導入予定時期

施設名称	導入時期
山形県朝日少年自然の家	平成28年4月1日
山形県飯豊少年自然の家	平成29年4月1日
山形県金峰少年自然の家 (海浜自然の家を含む)	平成30年度以降
山形県神室少年自然の家	

※ 青少年教育施設のうち、山形県青年の家については、平成22年度より管理業務に指定管理者制度を導入済

# 少年自然の家における指定管理者への業務移行のイメージ

現 行

導 入 後  
(平成28年度～)

